

第2章 廃棄物自主管理に関するQ & A

① 提出が必要な書類について

Q①-1. 提出書類として様々な様式があって複雑なので、どの様式の書類を提出すればよいのか分かりません。

A①-1. 提出すべき書類の様式がわからない場合は、P. 2に「提出書類作成の手順」がありますので、参考にしてください。

Q①-2. 合併により社名が変更しましたが、提出書類はどのように記入したらよいですか。

A①-2. 当該年度提出の書類については、合併後の新しい社名で処理計画等を作成してください（書類を提出した後に合併があった場合は、社名等の変更についての届け出等は必要ありません。）。また、前年度に提出した書類がある場合にはその紐づけをする必要があるため、旧社名も併記してください。

なお、合併後に1,000トン以上発生する事業場がある場合は、合併後の事業場ごとに「処理計画」を提出することになります。詳細については所管の県または政令市にお問い合わせください。

Q①-3. 産業廃棄物の排出量が800トン未満ですが、自主管理事業の書類を提出しなくてもよいですか。

A①-3. 提出義務はありませんが、廃棄物自主管理事業は排出量に関わらずご参加いただくことができます。排出量が年間100トン程度でもご参加いただいている事業場もあります。

Q①-4. 建設業で、現場が県内に複数あるのですが、現場で発生した産業廃棄物の発生量を全て合計したものが自主管理事業の対象となりますか。それとも現場ごとに書類の提出が必要ですか。

A①-4. 行政区域ごとに発生量を合計して書類を作成し、当該事業場の所在する行政機関（県または政令市）に提出することになります。P. 7に概要が記載されていますのでご確認ください。また、当該ホームページに判定シートを掲載しておりますのでご活用ください。

Q①-5. 排出量が1,000トンを超えた種類の産業廃棄物についてだけ処理計画等を作成すればよいですか。

A①-5. 対象となる事業場から発生する全ての産業廃棄物について処理計画等を作成する必要があります。

Q①-6. 事業系一般廃棄物について記載する必要はありますか。

A①-6. 必要ありません。

Q①-7. 当社は、横浜市と川崎市にそれぞれ工場（同一敷地内ではない）があり、それぞれ法定の排出量を超えていますが、まとめて報告してもよいですか。

A①-7. 2工場が同一敷地内ではないことから、横浜市・川崎市にそれぞれご提出ください。P. 6に概要が記載されていますのでご確認ください。

Q①-8. 建設業で提出先が県及び政令市の複数となる場合、様式1は全てに提出しなければなりません。

A①-8. 行政機関（県または政令市）ごとにすべて提出をお願いします。

Q①-9. 前年度1,000トン以上の産業廃棄物を排出しましたが、その工場は既に閉鎖し、今年度は操業をしていません。その場合、書類の提出は必要ですか。

A①-9. 当該年度に事業場が撤去されていて存在しない場合には、前年度の発生量に関わらず、当該事業場に係る処理計画等の作成義務は生じません。

一方、複数の施設や作業所（現場）等について支店等がまとめて処理計画等を作成する場合には、それらの施設や作業所（現場）等の一部が当該年度に撤去されて存在しない場合には、それらは当該年度の処理計画等には含まないですが、多量排出事業者の判断に用いる前年度の発生量については含むこととなります。

Q①-10. 「処理計画」及び「実施状況報告」は、廃棄物処理法施行規則で定める様式で提出してもよいですか。

A①-10. 多量排出事業者につきましては廃棄物処理法施行規則で定める様式での提出も可能ですが、集計等の都合上なるべく自主管理事業の様式で作成してください。なお、法定量未満で自主管理事業に参加される事業者は、自主管理事業の様式にて提出することが必要になります。

Q①-11. 電子マニフェストと紙媒体のマニフェストを併用していますが、自主管理事業の報告は、紙マニフェストの分のみ提出すればよいですか。

A①-11. 電子マニフェストと紙媒体のマニフェストの両方を合算した排出量の合計を報告してください。

② 提出書類の記載方法等について

Q②-1. 廃棄物自主管理計画（状況）報告書（チェックシート・アンケート）の中に判断しづらい項目があるのですが、どうしたらよいですか。

A②-1. 廃棄物自主管理計画（状況）報告書（チェックシート・アンケート）は、できるだけ多くの業種の事業場にご回答いただけるような項目を掲載するように努めていますが、業種によって判断が難しい項目があることは承知しております。あくまで、自主的な判断でご記入をお願いします。

Q②-2. 提出書類の様式作成のためにホームページからダウンロードしたExcelファイルの使い方がよく分からないのですが。

A②-2. ファイルは、様式1～5（「2024form1.xlsx」～「2024form5.xlsx」）とデータ反映・印刷ツール（「2024form6.xlsm」）があります。

便利な機能として、データ反映・印刷ツールのデータ反映機能を使用して、一つの様式に入力した提出者の「所在地」、「氏名」、「事業場の名称」、「事業場の所在地」、「自主管理事業登録番号」などの事業場情報等や前年度実績値等を他の様式に反映させることができます。詳しくはP. 10をご覧ください。（データ反映機能を使用せず、直接入力することもできます。）

なお、データ反映機能を使用する際は様式1～5とデータ反映・印刷ツールのファイルを同じフォルダに入れて作業してください。またダウンロードしたファイルを保存する際は、ファイル名を変更しないでください。(ファイル名を変更するとデータ反映機能が使用できません。)

操作方法でわからない点がありましたら、各行政機関(県または政令市)にお問い合わせください。

Q②-3. 他の調査の報告書の作成時期が、「処理計画」及び「実施状況報告」の提出時期と重なって大変です。提出時期をずらすことはできませんか。

A②-3. 廃棄物処理法において、「処理計画」及び「実施状況報告」の提出時期は6月30日までと定められているため、時期を変更することはできません。

Q②-4. 経済情勢が不安定であり、確実な受注が見込めないなど、当該年度の産業廃棄物の目標が立てにくい状況にあるのですが、どうしたらよいですか。

A②-4. 企業活動においては、企業内の計画的な構造改革が予定されている場合には、前年の産業廃棄物の大幅な減少、増加が見込まれるものと考えられます。また、前年度と大きく変わらない事業活動を本年度に見込むのであれば、その営業目標などから産業廃棄物の目標を作成してください。

Q②-5. 当該年度に作成する報告について、計画量とかなり違うのですが、どうしたらよいですか。

A②-5. 計画量から乖離することは、止むを得ないと考えられます。実際の排出量等を記載してください。

Q②-6. 「従業員数」とはどのように数えればよいですか。

A②-6. 貴事業所において実際に労働に従事する従業員の人数を記入してください。正社員の他、パート・アルバイトの方や他の事業者からの派遣労働者等も含まれます。また、他の事業所へ出向している方は含めません。建設業の場合は管轄する事務所等の従業員の方も含めてください。

Q②-7. 様式2及び様式4「産業廃棄物の一連の処理工程」、「産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項」等で入力画面に記載しきれない場合はどうすればよいですか。

A②-7. 入力画面は「別紙参照」とし、必要な資料をPDF形式等で添付してください。なお、資料を添付する場合は、担当者名等の個人情報に記載しないでください。

Q②-8. 様式2及び様式4の(第4面)の⑩から⑭の記載の仕方が分かりません。重複があってもよいですか。

A②-8. ⑫(⑩のうち、「再利用業者への処理委託量」と⑬(⑩のうち、「認定熱回収業者への処理委託量」)、⑭(⑩のうち、「認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量」)は重複しません。

なお、⑪(⑩のうち、「優良認定処理業者への処理委託量」と⑫から⑭は重複する場合があります。

Q②-9. 「処理計画」及び「実施状況報告」の別紙フローの⑩優良認定業者への委託量について、弊社が優良認定されていない業者に委託し、その委託を受けた業者が、優良認定業者に委託した場合は⑩の算入対象となりますか。

A②-9. 算入対象とはなりません。

Q②-10. 年度の途中で優良認定を受けた場合、⑩への算入はどうなりますか。

A②-10. 優良認定を受けた後に委託した分を⑩に算入してください。

Q②-11. 「処理計画」及び「実施状況報告」の別紙フローの⑬認定熱回収業者への委託量について、弊社が認定されていない業者に委託し、その委託を受けた業者が、認定業者に委託した場合は⑬の算入対象となりますか。

A②-11. 算入対象とはなりません。これは⑭認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量についても同様です。

Q②-12. 有価物として売却している金属スクラップは、産業廃棄物から除外してよいですか。併せて、様式3の「実施状況報告」から除外してよいですか。

A②-12. このような場合、金属スクラップはフローチャートで示す有償物量にあたりますので、「処理計画」に記載する排出量にあたりません。ただし、収集運搬料金が売却料金を上回った場合等は、産業廃棄物となる場合もありますので所管の行政機関（県または政令市）にお問い合わせください。

Q②-13. 処理フローの「⑫ ⑩のうち再生利用業者への処理委託量」の中の「再生利用業者」の定義を教えてください。

A②-13. 認定等の有無にかかわらず、処理方法が再生利用であれば記載してください。

Q②-14. 当社は建設業を営んでおりますが、事業所は厚木市にあります。現場が相模原市、厚木市、横須賀市にある場合はそれぞれの自治体へ提出することになるのですか。

A②-14. 行政区域ごとに作業所（現場）を集計します。ご質問のケースの場合は、相模原市、横須賀市に提出することになります。厚木市の現場の分については神奈川県（この場合、厚木市は県央地域県政総合センター）に提出することになります。

③ 廃棄物の区分・適正処理・管理体制

Q③-1. 産業廃棄物の種類を教えてください。

A③-1. 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法で定められた6種類（燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類）と政令で定められた14種類の計20種類があります。

また、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものは、特別管理産業廃棄物として分類されます。

産業廃棄物の分類

すべての事業活動から発生するもの	① 燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦ゴムくず ⑧金属くず ⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑩鉱さい ⑪がれき類 ⑫ばいじん
排出する業種が限定されるもの	⑬紙くず ⑭木くず ⑮繊維くず ⑯動植物性残さ ⑰動物系固形不要物 ⑱動物のふん尿 ⑲動物の死体
⑳上記①～⑱の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記に該当しないもの	

Q③-2. ・廃棄物の分別方法や減容方法について、分かりやすく書いてあるホームページやパンフレットはありますか。また、社内での研修用教材に適した資料があれば教えてください。
・社内での廃棄物の管理体制のノウハウを教えてください。

A③-2. 廃棄物の分別方法は、各事業場が様々な取組をしています。「自主管理の手引き」に掲載している取組事例の中にも、分別方法を工夫している事業場の例がありますので、参考にしてください。また、事業場の中には、自社の廃棄物対策について環境報告書やホームページで公開しているところも多くありますので、参考にしてください。

Q③-3. 廃棄物管理関係の初歩的な講習会を開催してください。

A③-3. 廃棄物自主管理事業では、毎年5月に「廃棄物自主管理事業説明会」を開催しています。

Q③-4. 社内で廃棄物の自主管理体制を整備すると、どのような効果がありますか。

A③-4. 廃棄物の自主管理に取り組むことは、廃棄物の減量化や適正処理の徹底が図られるとともに、経費削減といった直接的なメリットが期待でき、企業内部の管理体制の効率化も図られます。自主管理事業にご参加いただいた事業者の方からは、環境対策に取り組んだことにより廃棄物の処理費用等が大幅に削減されたという報告もいただいています。

Q③-5. ・事業場のある地域の住民等から、廃棄物の処理状況や取組状況などの問い合わせがあった時は、どう対応したらよいですか。
・事業場の廃棄物対策を情報公開したいのですが、どうしたらよいですか。

A③-5. 自社のホームページや環境報告書を作成し、広く情報提供を行うのがよいと考えます。事業場の中には、自社の廃棄物対策について環境報告書やホームページで公開しているところも多くありますので、参考にしてください。

Q③-6. リサイクルが出来ず事業場で廃棄する飲料用の容器（びん、缶、ペットボトル、紙パック）の廃棄物の種類はどうなりますか。

A③-6. 廃棄物は排出される場所とその性状により、産業廃棄物と事業系一般廃棄物に分かれます。

この場合は、びんは「ガラス・コンクリート・陶磁器くず」、缶は「金属くず」、ペットボトルは「廃プラスチック類」に分類される産業廃棄物です。

処理を委託する際は、産業廃棄物の許可業者と書面により契約を締結し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を種類ごとに交付してください。

限定された業種以外から排出された紙パックは事業系一般廃棄物です。処理する場合は、一般廃棄物の許可業者に委託してください。

Q③-7. 平成20年4月1日から、パレット等の木くずが産業廃棄物に区分されましたが、貨物の流通のために使用したパレットに係る木くずの範囲については、どのようなものが含まれますか。

A③-7. 業種による限定が設けられていないため、排出事業者の業種を問わず、全て産業廃棄物に該当します。ここで言うパレットとは貨物の荷役、輸送または保管するために単位数量を取りまとめて載せる面をもつ台のことであり、積載面の上部に木枠などの構造物を有するものを含みます。なお、魚や野菜を輸送する際に当該貨物をその中に入れるために用いられる木箱は該当しません。

④ 廃棄物発生量のとらえ方について

Q④-1. 下水汚泥の発生量の捉え方を脱水後で捉えて報告してもよいですか。

A④-1. 下水汚泥の排出量については、脱水前の量を発生量としてください。

Q④-2. ・計画のフロー図の中で、他の事業場へ廃棄物を搬入する場合は、どのような扱いにすればよいですか。

・発生した廃棄物を自社で減量化した後、残さ物として出てくるものを自社の他の事業場で処理する場合、その数値はどこに入るのですか。

A④-2. 発生した事業場で減量しない場合には、「A 自己処理」の次の「※2 自社の他事業場での処理量」欄に、他の事業場への搬出量を記入してください。

また、発生した事業場で減量する場合には、「A 自己処理」の「④ 自ら中間処理した量」欄に減量化する前の排出量を、「⑥ 自ら中間処理した後の残さ量」欄に減量化後の残さ物の量を、「a 残さ物の自己処理」の次の「※3 自ら中間処理した後自社の他事業場での処理量」欄に他の事業場への残さ物の搬出量をそれぞれ記入してください。

Q④-3. 排水を公共用水域へ放流することを目的として、酸性又はアルカリ性を呈する排水を事業場で中和・脱水処理を行った際の、廃棄物の排出量の捉え方を教えてください。

A④-3. 中和・脱水処理後に生じた汚泥（沈でん物）の量を発生量としてください。

Q④-4. 廃酸の中和処理にアルカリ性溶液を用いた場合の廃棄物の発生量の捉え方について教えてください。

（中和後の廃酸又は廃アルカリを公共用水域に放水するのではなく、廃棄物として処理する場合）

A④-4. アルカリ性溶液を購入しているときは、廃酸の量のみが産業廃棄物の発生量になります。また、そのアルカリ性溶液が、別の製造ライン等から発生した廃アルカリであるときは、廃酸と廃アルカリの発生量の合計が産業廃棄物の発生量になります。

なお、自己処理により中和後に公共水域等に放流する場合は、廃棄物発生量としてカウントしません

Q④-5. 処理委託の場合で溶液の中和を行ったとき、最終処分の方法はどのように記載したらよいですか。

A④-5. 中和後の残さを埋立する場合は最終処分前委託量に記入し、再生される場合は再生利用前委託量に記入してください。中和後に公共水域等に放流する場合は下水等放流前委託量に記入してください。

Q④-6. 建設業ですが、藤沢市の現場で発生した産業廃棄物を横浜市の現場に運んで一緒に処理する場合、処理フロー（2-2、3-2）の記入の仕方を教えてください。

A④-6. 横浜市に提出する書類には、藤沢市の現場から搬入した量を「※1 自社の他事業場からの搬入量」に記載し、「① 当該事業場における排出量」には含めないでください。一方、神奈川県に提出する書類には、藤沢市での発生量を「① 当該事業場における排出量」に含めて記載し、横浜市に搬出した量を「※2 自社の他事業場での処理量」に記載してください。

⑤ 廃棄物の発生抑制・再利用・再生利用

Q⑤-1. 廃棄物の有効利用方法や最新の処理技術を教えてください。

A⑤-1. 廃棄物の品目ごとのリサイクル及び処理技術等については、各団体にお問い合わせいただくのも一つの方法と考えます。また環境省のホームページにおいても技術情報の検索ができるようになっています。

リサイクル全般	(一社) 産業環境管理協会	https://www.cjc.or.jp/
家電リサイクル法	(一財) 家電製品協会	https://www.aeha.or.jp/
建設リサイクル法	国土交通省のリサイクルホームページ	https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/recycle/index.html
自動車リサイクル法	(公財) 自動車リサイクル促進センター	https://www.jarc.or.jp/
パソコンリサイクル	(一社) パソコン3R推進協会	https://www.pc3r.jp/
プラスチックリサイクル	(一社) プラスチック循環利用協会	https://www.pwmi.or.jp/
古紙リサイクル	(公財) 古紙再生促進センター	https://www.prpc.or.jp/

Q⑤-2. リサイクルできる廃棄物の種類を教えてください。

A⑤-2. リサイクルには排出したものを加工して、原材料として利用する「マテリアルリサイクル」、油化や高炉還元材などとして利用する「ケミカルリサイクル」、焼却する際の熱を利用する「サーマルリサイクル」があります。サーマルリサイクルを含めると、ほとんどの廃棄物がリサイクルできると考えられますが、廃棄物の性状等に応じて技術的かつ経済的に可能な範囲で適正なリサイクルに努めていくことが望まれます。

Q⑤-3. 3Rとは何か教えてください。

A⑤-3. 3Rとは、Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の頭文字をとったものです。3Rには優先順位があり、まず、「資源の消費を減らしたり、廃棄物がでないようにする（Reduce）こと」、次に、「使えるものは繰り返し使う（Reuse）こと」、そして「使えなくなったら原材料等として再生利用する（Recycle）こと」を心がけることが必要です。

経済産業省のホームページ(<https://www.meti.go.jp/policy/recycle/index.html>)にも情報が掲載されています。

Q⑤-4. 「ゼロエミッション」とは何か教えてください。

A⑤-4. 国連大学が提唱した構想で、「産業から排出されるすべての廃棄物や副産物が、他の産業の資源として活用され、全体としていかなる形の廃棄物も生み出さない統合化された生産を目指すこと」を言います。一般的には「徹底分別の結果、焼却や単純埋め立てによって処分する産業廃棄物をなくし、リサイクルを促進する」という意味で使われています。基準等は企業によってもさまざまで、現在は明確な定義（基準値等）はありませんが、環境管理の国際規格 ISO14001 の普及にともない、自ら基準を設け事業場の「ゼロエミッション」に取り組む企業が増えています。

⑥ 再生利用をしている廃棄物について

Q⑥-1. 発生した廃棄物を中間処理業者のところで分別して再生利用したり、有価物になる場合には、「処理計画」及び「実施状況報告」の対象とならないのですか。

A⑥-1. 原則として、廃棄物が発生した時点で対象となります。その後において、再生利用されたり、有価物になったとしても対象外とはなりません。

Q⑥-2. 当工場では、発生した廃棄物をマテリアルリサイクルやサーマルリサイクルにより有効利用しています。これらについては発生量に含めなくてもよいのではないかと思うのですが。

A⑥-2. マテリアルリサイクルや焼却処理時にサーマルリサイクルを行なっている場合でも、産業廃棄物の処理に該当しますので、発生量に含めてください。

Q⑥-3. 建設リサイクル法が適用される工事において、特定建設資材（アスコンがら、コンクリートがら、木くず等）は、発生量に含めなくてはならないのですか。

A⑥-3. 建設リサイクル法の適用があっても、産業廃棄物については廃棄物処理法も適用されることから、発生量に含めることとなります。

Q⑥-4. 食品リサイクル法ではリサイクルと認められているのに、廃棄物処理法では産業廃棄物扱いとなることがあります。リサイクルの妨げになると思うので、廃棄物扱いしないことはできないのですか。

A⑥-4. 食品リサイクル法の適用があっても、産業廃棄物については廃棄物処理法も適用されることから、発生量に含めることとなります。

⑦ マニフェストについて

Q⑦-1. 電子マニフェストは今どのくらい普及しているのですか。

A⑦-1. 令和4年度の電子マニフェストの登録件数は約3,853万件となり、普及（電子化）率は77.1%となっています。年々普及率は高まっており、第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月閣議決定）で掲げた目標「2022年度（令和4年度）の電子マニフェスト普及率を70%にする」を達成しました。なお、電子マニフェストに関しては、（公財）日本産業廃棄物処理振興センターのホームページ（<https://www.jwnet.or.jp/>）を参考にしてください。

Q⑦-2. 電子マニフェストは、紙マニフェストと比べどのようなメリットがありますか。

A⑦-2. 電子マニフェストは、紙マニフェストに比べ、①事務の効率化②法令の遵守③リアルタイムで処理状況が確認④データの透明性といったメリットがあります。また、平成20年4月1日から義務化された「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」について行政への報告が免除されるという大きなメリットもあります。詳細は、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターのホームページ (<https://www.jwnet.or.jp/>) をご覧ください。

Q⑦-3. 「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」とはどんなものですか。

A⑦-3. 「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」については、廃棄物処理法12条の3第7項に規定されています。平成20年4月から提出が義務化されました。具体的には、排出事業者が前年度(4月1日から3月31日までの1年間)に交付したマニフェストについて、規則で定められた様式に廃棄物の種類、排出量、交付枚数、運搬業者の情報、処分業者の情報を記載し、所管の行政機関に提出するものです。

報告書の様式や記載例は、ホームページをご覧ください。

神奈川県

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/cnt/f4463/>

横浜市

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/gomi-recycle/sangyo/haishutsu/mani-houkoku.html>

川崎市

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000038423.html>

相模原市

https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shinseisho_menu/seiso/1011758.html

横須賀市

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/4150/k-kanshi/itiran/mani.html>

Q⑦-4. 電子マニフェストの義務化について教えてください。

A⑦-4. 平成29年6月に公布された改正廃棄物処理法により、特定の産業廃棄物を多量に排出する事業場を設置している事業者(電子情報処理組織使用義務者)は、令和2年度から紙マニフェストの交付に代えて、電子マニフェストの使用が義務付けられました。

義務の対象者は、前々年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上(PCB廃棄物を除く。)の事業場を設置する事業者(当該事業場から排出される特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合に限る。)と、省令で定められています。

また、義務対象者は多量排出事業者として都道府県知事(廃棄物処理法政令市長)に提出する特別管理産業廃棄物処理計画書(様式第二号の十三)の第5面及び特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書(様式第二号の十四)の第1面に「電子情報処理組織の使用に関する事項(情報処理センターへの登録が困難な場合はその旨及び理由)」を記載します。

⑧ 他社の具体的な取組方法

Q⑧-1. 他事業所の取組状況をインターネットで公開してください。

A⑧-1. 3Rに関する取組事例等を神奈川県自主管理事業のホームページに掲載しておりますので、参考にしてください。また、自社の取組をホームページで公開している事業所も多くありますので、参考にしてください。

Q⑧-2. ・廃棄物の自主管理の取組みや廃棄物の再利用、グリーン購入について、他社の状況を知りたい。
 ・医療機関や試験研究機関は、事業の性質上発生抑制や再資源化、減量化が難しい業種ですが、他の医療機関や試験研究機関の取組状況を知りたい。
 ・建設業の事業場では、排出量が多いため発生抑制や再資源化を考える必要があると思います。建設業の事業場の取組事例を知りたい。

A⑧-2. 所管の行政機関では、自主管理事業に参加いただいた事業者のうち、法定多量排出事業者の処理計画等を廃棄物処理法に基づいてインターネットにより公表しています。

⑨ 処理業者等に関する情報

Q⑨-1. 優良産廃処理業者認定制度とは、どのような制度ですか。

A⑨-1. この制度の主旨は、優良な産業廃棄物処理業者に優遇措置を講ずるとともに、排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選択しやすい環境を整備することで、産業廃棄物処理業全体の優良化を図り、産業廃棄物の適正処理を積極的に推進することです。

この制度は、平成23年4月1日の改正廃棄物処理法施行により創設され、遵法制、事業の透明性、環境配慮の取組の実施、電子マニフェストの利用及び財務体質の健全性に係る5つの基準に適合する産業廃棄物処理業者を都道府県知事が認定し、認定を受けた産業廃棄物処理業者（優良認定処理業者）については、通常5年の産業廃棄物処理業者の許可の有効期間を7年とする等の特例が付与されるものです。

なお、この制度は、あくまでも認定基準への適合性を評価するものであり、処理業者が不法行為や不適正処理を行わないことを保証するものではありません。したがって、優良認定処理業者を選択することで排出事業者としての責任や注意義務が免除されるものではなく、排出事業者はその責任を全うするため、自らの判断で処理業者の選定を行うことが必要となります。

また、処理業者に関する情報は、（公財）産業廃棄物処理事業振興財団のホームページ「産廃情報ネット」(<https://www2.sanpainet.or.jp/>)でも入手できます。

※ 平成23年4月1日の改正廃棄物処理法施行以前にも、産廃処理業者の優良性評価制度がありましたが、本制度の創設に伴い廃止されています。

Q⑨-2. 産業廃棄物処理業者の行政処分や処分内容を公開してほしいのですが。

A⑨-2. （公財）産業廃棄物処理事業振興財団では、産業廃棄物処理業及び処理施設の許可の取消処分情報をホームページ上で公開しています。

(<https://www2.sanpainet.or.jp/shobun/>)

県内では、県と横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市がホームページ上で公開しています。

神奈川県

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/cnt/f91/index.html>

横浜市

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/gomi-recycle/sangyo/shori/04shobun.html>

川崎市

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000013670.html>

相模原市

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/1026489/recycle/1026500/1008385.html>

横須賀市

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/4150/k-kanshi/itiran/shobun.html>

他自治体においても記者発表等を通じて、行政処分情報を公開しています。

Q⑨-3. リサイクルを推進していきたいのですが、どのような取組みが必要ですか。また、リサイクル業者に頼むときの注意点等を教えてください。

A⑨-3. リサイクルの取組みが進んでいる事業場では、発生する廃棄物の性状を把握し、分別体制を整備しています。同じ種類の廃棄物であっても、分別を細かくすることで、リサイクルの可能性は大きく広がります。原料メーカーや取引先、処分業者等と情報交換を行う場を設けることにより、原料の購入から製品の製造・提供、廃棄物の処理までの各段階において、リサイクルを推進することができます。なお、廃棄物処理法では、リサイクル目的であっても廃棄物の処理を業として行う場合は許可が必要です（事業者が自ら自社製品を回収してリサイクルする場合は、環境大臣から広域認定を受ければ業の許可は不要となります）。廃棄物の処理を委託する際には、相手方の許可の内容を確認することが必要です。

なお、(公社)神奈川県産業資源循環協会にお問い合わせいただければ、リサイクルを目的とした産業廃棄物処理業者の情報が入手できますので、参考にしてください。

Q⑨-4. 産業廃棄物処理施設・企業の現場を見学したいのですが。

A⑨-4. 自治体主催の見学会は行っていませんが、委託している業者と連絡を取り合い、現地を見学するのは好ましいことと考えます。また、一部の処理業者は、随時見学を受け付けたり、排出事業者を募って「見学ツアー」を行っているとしています。

Q⑨-5. 産業廃棄物の標準的な処理単価はどのように設定されているのですか。

A⑨-5. 産業廃棄物の処理単価は、一般的には排出時の分別状況・委託量・頻度・品目・処分方法・運搬距離等によって異なるようです。なお、当事者間の契約に基づき契約書に金額を記載し、適正な処理料金を負担することが必要です。

Q⑨-6. 県内で受入が可能な最終処分場はありますか。

A⑨-6. 県内には、令和5年度末で、処分業として許可を受けている民間の産業廃棄物処分業者が運営する処分場が1施設、公営の処分場が2施設あります。

公営の処分場

神奈川県営最終処分場 かながわ環境整備センターのご案内

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/cnt/f80175/>

(対象は神奈川県内で排出された産業廃棄物に限ります。)

横浜市営最終処分場 南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場のご案内

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/gomi-recycle/>

[sangyo/sonota/01minami.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/gomi-recycle/sangyo/sonota/01minami.html)

(対象は横浜市内で排出された産業廃棄物に限ります。)

Q⑨-7. 中間処理業者における処理に伴う処理後物の再資源化に関する情報を知りたいのですが。

A⑨-7. 中間処理に伴う処理後物の再資源化については、処理される廃棄物の種類、性状及び処理業者により異なりますので、個別に処理業者へお問い合わせください。

⑩ その他

Q⑩-1. 廃棄物自主管理事業にはどのような事業者が参加していますか。

A⑩-1. 参加を特に呼びかけている産業廃棄物年間発生量 800t (特別管理産業廃棄物 40t) 以上の事業者の方々だけでなく、発生量が基準に満たない事業者の方々も参加しています。参加事業社名は、自主管理事業ホームページ (<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/f94/>) で公表しています(廃棄物自主管理計画(状況)報告書において公表可とされた事業者名のみを公表しています)。

Q⑩-2. 県内の産業廃棄物の種類ごとの年間排出量、処理の現状を教えてください。

A⑩-2. 県では、定期的に廃棄物実態調査を行っており、調査結果についてはホームページで公表しております。
(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/cnt/f6603/>)

Q⑩-3. ・廃棄物関係の法律等の最新情報の入手の仕方を教えてください。
・法改正の説明会、環境法規の分かりやすい資料等を教えてください。

A⑩-3. 自主管理事業では、毎年事業説明会等を開催し、廃棄物処理法の最新情報や廃棄物行政の動向をお知らせしています。また、各行政機関の窓口では、各種手引き等を作成して廃棄物処理法に関する情報をお知らせしています。廃棄物関係や環境関係の法律等については、環境省のホームページ (<https://www.env.go.jp/>) から最新の情報を確認することができます。また、環境省のホームページでは、法律等の改正にあたって、広く皆様のご意見を募集しています。
各行政機関の窓口にて「産業廃棄物の適正処理のために」等を配布しています。この冊子は、自主管理事業ホームページからもダウンロードできます。

Q⑩-4. 事業系一般廃棄物の取扱いについて教えてください。

A⑩-4. 事業系一般廃棄物の取扱いは各市町村が所管しており、市町村独自の発生・排出抑制計画を作成している場合もございます。詳しくは各市町村の主管課へお問い合わせください。

Q⑩-5. PCB廃棄物の処理の概要を教えてください。

A⑩-5. 本県を含む1都3県の高濃度PCB廃棄物のうち、変圧器・コンデンサー(3kg以上)等は、令和4年3月31日に、コンデンサー(3kg未満)・安定器・汚染物等は、令和5年3月31日にそれぞれ処分期間が終了しました。
低濃度PCB廃棄物は環境大臣から無害化処理認定を受けた処理施設又は

都道府県知事等から許可を受けた処理施設で処理をする必要があります。なお、無害化処理認定施設等の詳細については、環境省のホームページで確認することができます。

環境省ホームページ <https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>

PCB廃棄物の種類		処分先	処分期間
高濃度	変圧器、コンデンサー	JESCO*東京事業所	令和4年3月31日まで
	安定器、汚染物等	JESCO*北海道事業所	令和5年3月31日まで
低濃度		無害化処理認定施設等	令和9年3月31日まで

*中間貯蔵・安全事業株式会社

PCB廃棄物の基準となるPCB濃度や分類は令和元年に改正されました。こちらも環境省のホームページで確認することができます。

Q⑩-6. 環境省が、廃棄物処理法に係る行政処分の指針を出したと聞いたのですが、排出事業者にも関係する部分がありますか。

A⑩-6. 令和3年4月14日に環境省より発出された「行政処分の指針について（通知）」には、「排出事業者に対する措置命令」についても記載されています。詳細は、環境省のホームページ (<https://www.env.go.jp/content/900479568.pdf>) をご覧ください。

Q⑩-7. アスベスト廃棄物の取扱いはどうなっているのですか。

A⑩-7. 廃棄物処理法では、建築物又は工作物に吹き付けられたアスベストを除去したもの等飛散するおそれのあるものが、「廃石綿等」として特別管理産業廃棄物に分類されます。

廃石綿等の埋立処分を行う場合には、大気中に飛散しないよう、あらかじめ固型化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で二重に梱包しなければなりません。

また、それ以外の工作物の建築、解体等で生じたもので、石綿をその重量の0.1%を超えて含有する「石綿含有産業廃棄物」についても収集運搬から最終処分までの各段階で必要な措置が義務付けられており、溶融又は無害化処理以外の中間処理（破碎、切断など）は禁止されていますので、溶融等を行わない場合はそのままの状態での埋立処分を行うこととなります。

いずれの場合も、建物解体を行った事業者（元請業者）が排出事業者として、適正に処理しなければなりません。

なお、かながわ環境整備センターでは、平成18年10月より、石綿含有産業廃棄物の受け入れをしています。

Q⑩-8. 水銀廃棄物の取扱いはどのように変わったのですか。

A⑩-8. 平成28年4月1日から、特定の施設において生じた「廃水銀等」などが特別管理産業廃棄物に指定され、収集運搬基準及び保管基準が適用されました。

さらに、平成29年10月1日から、特別管理産業廃棄物である廃水銀等の処分基準が適用されるとともに、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に係る処理基準等が適用され、一定の水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等については、水銀の回収が義務付けられました。

また、排出事業者に関するものとしては、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に係る情報の伝達のため、次の事項において、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨の記載を行うこととされました。

- ・産業廃棄物保管基準（保管場所の掲示板）

- ・委託契約に含まれる事項
 - ・帳簿の記載事項
 - ・産業廃棄物管理票（マニフェスト）の記載事項
- 詳しくは、環境省ホームページで提供するリーフレット、ガイドライン、Q & Aをご覧ください。
環境省ホームページ <https://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/>

Q⑩-9. PCB廃棄物の保管場所について、これまで保管していた建物を取り壊すため、同一敷地内の別の建物に保管場所を移す場合は変更の届出は必要ですか。

A⑩-9. 同一敷地内であれば、原則届出は不要です。

Q⑩-10. プラスチック資源循環法が施行されましたが、排出者は何をしなければなりませんか。

A⑩-10. 令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」では、事業者の責務として、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制・再資源化等に取り組むことが示されています。
特に、小規模企業者等を除く排出事業者は、次の取組が求められます。

対象	求められる取組	罰則等
排出事業者 (小規模企業者等を除く)	国が策定した「判断基準」に基づいて取組を実施	必要と認められる場合、指導・助言
うち多量排出事業者 (前年度排出量 250 トン以上)	「判断基準」に基づく目標の設定及び目標達成のための取組の計画的な実施等	取組が著しく不十分な場合、勧告・公表・命令等

また、事業者による取組を進めるため、「再資源化事業計画」を作成し、国の認定を受ければ、廃棄物処理業の許可なくプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化事業の実施が可能となる制度ができました。

「判断基準」や「再資源化事業計画」等の詳しい内容は下記のホームページをご覧ください。

<https://plastic-circulation.env.go.jp/about/pro/haishutsu>